資料７

芽室町ふるさと応援寄附条例の一部改正について

１：条例改正の要点

本町における、ふるさと応援寄附金（以下「寄附金」）は令和４年度決算において約２億７，６７６万円と、制度発足当初に比べて大幅に増加しており、それに伴い寄附金額の約半分にあたる返礼品の経費も増大しています。

現在は収受した寄附金全額を、一度寄附金管理基金（以下「基金」）に積み立て、次年度以降の実施事業の財源としていますが、返礼品に関する経費の増加により、寄附金を収受した年度の財源を圧迫しています。

また、企業版ふるさと納税の実施により、収受した寄附金を年度内に活用する事例も増加しており、寄附金を収受するたびに基金に一度積み立て、同日で基金から取り崩す事務作業を要しています。

そこで、寄附金を基金に積み立てることなく、返礼品等の対象事業の歳出財源に充当することを可能とすることで、返礼品による財源の圧迫の解消及び企業版ふるさと納税に関する、基金積立て事務の簡素化を図ろうとするものであります。

２：今後のスケジュール（予定）

令和５年12月１日　12月定例会にて条例改正提案

可　　決　　後　条例改正を踏まえた当初予算案を作成

令和６年３月４日　３月定例会にて当初予算提案

令和６年４月１日　新年度から新たな取扱いを実施

３：条例改正によって変更となる点

別紙にて説明

○３億円のふるさと納税があり、返礼品事業で１．５億円の支出があった場合

条例改正前

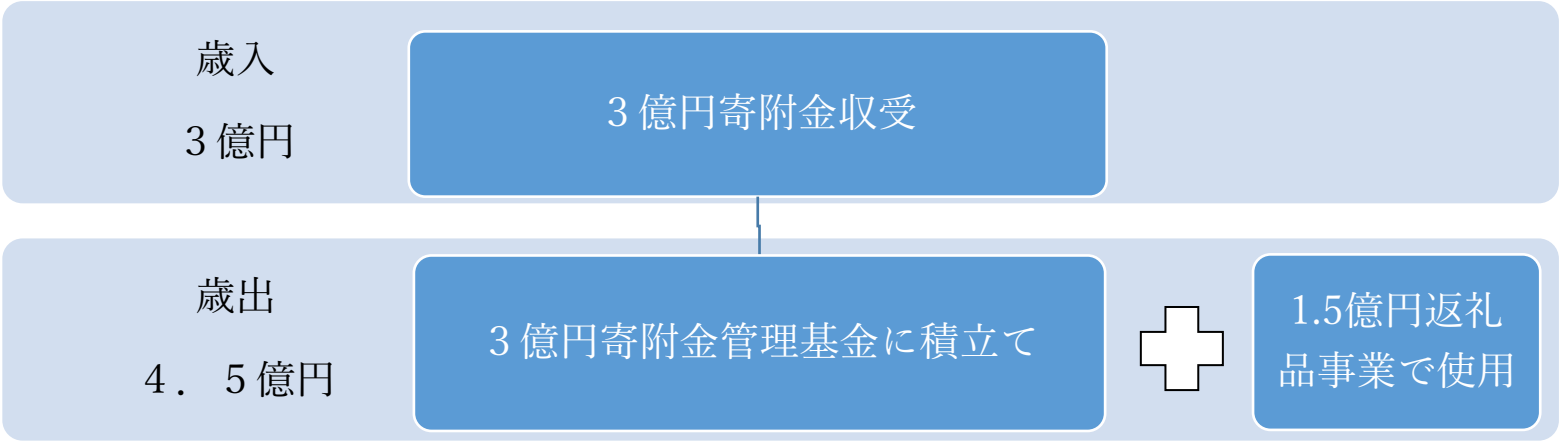

条例改正後

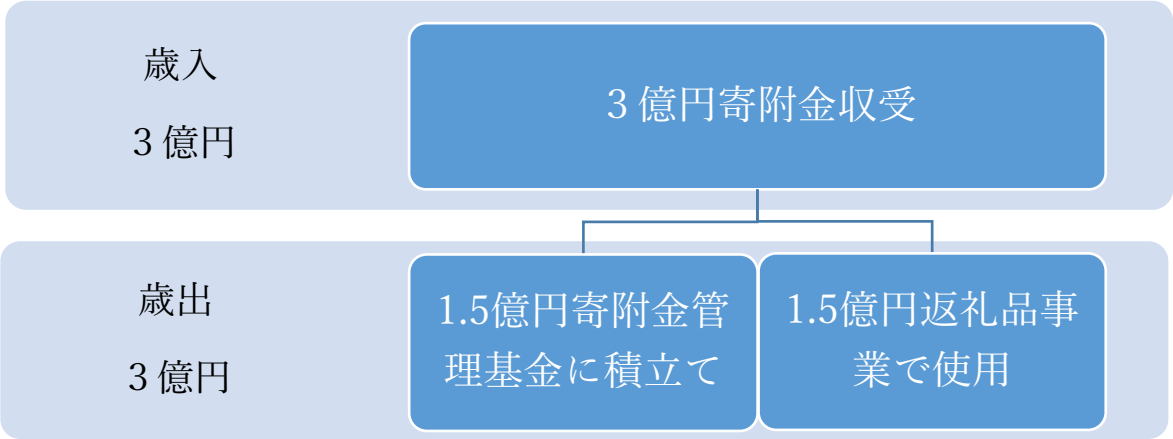

条例を改正し、基金への積立てだけではなく、返礼品事業にも活用することで歳入と歳出のバランスが保てます。

〇現在の企業版ふるさと納税の収受後の事務の流れ

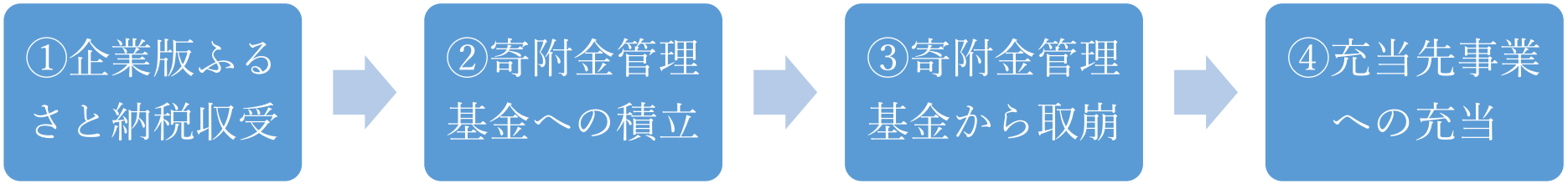

条例改正後の企業版ふるさと納税の収受後の事務の流れ

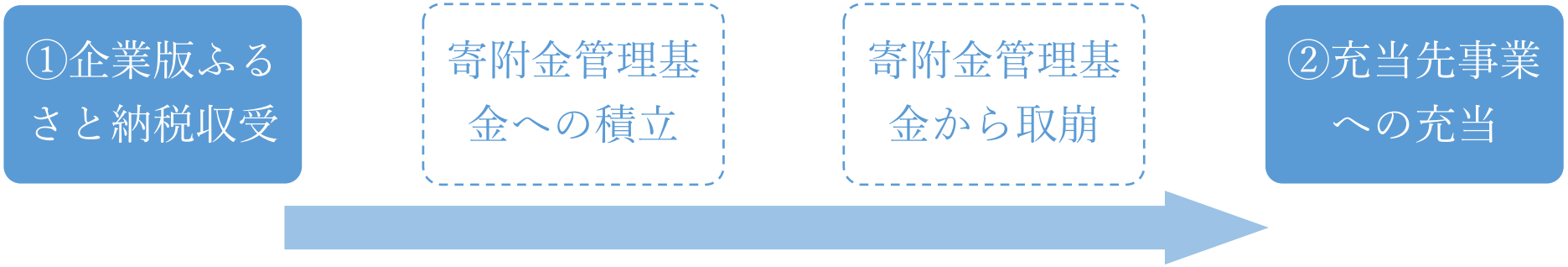

条例改正を実施することで、寄附金管理基金の積立、取崩を実施せずに充当先事業への充当が可能となります。